

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出を求める請願

請願事項

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書を地方自治法第99条の規定により衆参議長および内閣総理大臣に提出していただくこと

請願の趣旨

今年、第二次世界大戦が終結してから70年目の節目の年である。戦争当時の悲惨な経験をされた方々が高齢化する中で、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要性が高まっている。そうした中において、政府は、集団的自衛権の行使を容認し、安保関連法案を国会に提出した。

関連法案が成立すれば、自衛隊の活動範囲は大きく広がり、これまで認められなかった他国軍への弾薬提供や海外での治安維持活動も可能となる。自衛隊が戦闘活動に巻き込まれる危険が高まるとともに、日本も危険にさらされることが増加することが予測される。

今、政府が行おうとしていることは、これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするものである。日本が攻撃されていなくても「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦でき、「重要影響事態」（日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば「日本周辺」に限らず、世界中で米国などの戦争支援ができるものである。加えて、安倍総理が4月末の米国議会での演説において、今回の安保法制をこの夏までに国会で成立させると明言したことは、国民も国会もその内容を全く知らされない中での発言であるだけに、国民軽視、国会軽視と言わざるを得ず、極めて大きな問題である。

これまでも、集団的自衛権の行使について国会で審議されてきたが、政府は一貫して「現行憲法のもとでは、集団的自衛権の行使はできない」と明確に表明してきた。閣議決定で憲法解釈を変え、それに基づいて法律を変えることなど許されるものではない。内閣によって憲法解釈でき、法律を変えられるようであれば、法治国家は成り立たない。憲法によって権力者を縛るという立憲主義に反している。世論調査では、安保関連法案反対54%、賛成34%（毎日）など、反対が多数を占めている。

豊橋市は、市制施行100周年にあたり「平和・交流・共生の都市宣言」を行った。「世界の国々とのつながりを大切に、"すべての人とともに生きる"、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。…平和を希求する」と宣言した。

豊橋市議会は、国に対して、国民的合意がないままに、日米安全保障体制の見直しを行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出していただきたく、請願する。

豊橋市議会議長 古 関 充 宏 様

請願者

豊橋市中柴町100-1（〒440-0885）

東三河労働組合総連合内

秘密保護法の廃止を求める東三河の会

代表 長 屋 誠